

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	調査結果
5 年 第 1 号	5 . 3 . 3	<p>消費税インボイス制度の実施中止または延期を求める意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>国は、消費税率の区分ごとに「消費税率、商品の税抜き価格、消費税額」を記入した請求書等（インボイス）を発行しないと消費税の仕入税額控除を受けられないとするインボイス制度（適格請求書等保存方式）を、2023年10月より実施しようとしている。</p> <p>事業者がインボイスを発行するためには発行事業者として登録することが必要になるが、売上高が1,000万円以下の消費税免税事業者であっても課税事業者になることが求められる。インボイス制度の導入は、消費税の免税制度を事実上否定するものであるとともに、インボイスを発行していない取引の仕入税額控除を否認するものである。これは税率引き上げを行うものではないが、目に見えない消費税の増税といわざるを得ない。また、消費税課税事業者にとっても、売上高に対する消費税とみなして控除する簡易課税制度が廃止または縮小されて事業者の事務負担が重くなる、あるいは取引先との間で消費税をめぐる混乱や分断がおこるといった問題がある。</p> <p>インボイス制度の導入によって消費税の課税を強化することは、新型コロナ禍と物価高騰に対する経済対策としては役に立つものではなく、むしろ逆行するものと私たちは考える。コロナ禍と物価高騰から中小零細事業者や個人事業主の事業を守り再生させるために、下記の事項を請願する。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <p>1 消費税インボイス制度の実施を中止または延期することを求める意見書を国へ提出すること。</p>	茨城県商工団体連合会 会長 鷹嶋 信一 外 1名	江 尻 加 那	<p>&lt;消費税のインボイス制度について&gt;</p> <p>1 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適格請求書等保存方式は、複数税率下において消費税の適正な課税を確保する観点から導入される仕入税額控除の方式をいい令和5年10月1日から開始される。</li> <li>仕入税額控除とは、課税事業者が納税する消費税額の算出において、課税期間中の課税売上に係る消費税額から、その課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額を控除することをいう。</li> </ul> <p>2 適格請求書等保存方式の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるための請求書や納品書その他これらに類するものをいう。</li> <li>適格請求書を発行することができる事業者は、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られ、消費税の課税事業者でなければ登録を受けることができない。</li> <li>買手は、一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書等の請求書等の保存が仕入税額控除の要件となり、免税事業者や消費者等適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできない。</li> </ul> <p>3 経過措置の概要</p> <p>(1) 課税事業者は、免税事業者等からの課税仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合（令和8年9月30日までは8割、令和11年9月30日までは5割）を仕入税額として控除できる。</p> <p>（平成28年改正法附則52、53）</p> <p>(2) 納税額及び事務負担軽減の観点から以下の措置等が令和5年度の税制改正に盛り込まれ、現在国会で審議されている。</p> <p>①免税事業者から適格請求書発行事業者になった課税事業者について、売上税額の8割を仕入税額とみなすことができる（令和8年9月30日まで）。</p> <p>②課税売上高が1億円以下の課税事業者は、1万円未満の課税仕入れについて、適格請求書の保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能とする（令和11年9月30日まで）。</p>